

掛川市教育委員会規則第4号

掛川市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年8月28日

掛川市教育委員会

教育委員長

掛川市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

掛川市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | |
|-------|--|-------|
| 城北小学校 | 北門、下西郷雇用促進住宅、城北町、弥生町、水垂、初馬、葛ヶ丘、下西郷及び小市（和光一丁目及び和光二丁目の区域に限る。） | を |
| 城北小学校 | 北門、下西郷雇用促進住宅、城北町、弥生町、水垂、初馬、葛ヶ丘、下西郷、小市（和光一丁目及び和光二丁目の区域に限る。）及び下西郷西 | に改める。 |

附 則

この規則は、平成25年10月15日から施行する。